

標準化されても、専門用語の定義は時代とともに変化する。「図書館」を例にとりあげてみよう。

JIS X 0701:1989

図書館：文庫を設立して運営し、利用者の情報要求、調査研究要求、教育要求又は娯楽要求に応じて職員が資料を提供してその利用を図ることなどを目的とする機関又は機関の中の一部

JIS X 0701:2005

図書館資料、ライブラリ：一定の対象集団による利用のために選定・保持される、資料の組織化されたコレクション

図書館、ライブラリ：図書館資料を集積・維持し、職員のサービスによって利用に供する機関または機関の部署

いずれの定義も対応する ISO 規格の翻訳文で、両者に共通する用語は「library」なのだが、2005 年版には「ライブラリ」という外来語を採用して建造物イメージからの脱却をはかった。

JIS 規格原案の作成にあたっては、「専門用語は用語に関する JIS に規定してある用語、この規格に関連する JIS で規定する用語、及び文部科学省編集の“学術用語集”に記載されている用語をこの順位にそって用いる」(JIS Z 8301, G3.1) ことになっているので、JIS 体系の中では用語規格は強制規格であるといってよいかもしれない。上記以外の JIS 規格はどうだろうか。“JIS 技術用語大辞典”(日本規格協会、2001) は JIS に収載された用語と定義の集大成だが、出版から 10 年を経過してしまった。日本工業標準調査会が編集する“JIS 検索データベース”(<http://www.jisc.go.jp/app/JPS/JPSO0020.html>) を使用すれば、用語の検索ができる。「図書館」を記載した JIS 規格 20 件のうちで定義を記載したものは JIS X 0701:2005 のみ、「ライブラリ」を記載した JIS 規格 71 件のうちで定義を記載したものも JIS X 0701:2005 のみであった。

法令のなかに記載された用語および定義は、適用が強制される。いわば強制用語である。総務省行政管理局が編集する“法令データ提供システム”(<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>) は法令全文のデータベースだが、これを利用すれば法令に記載された用語を検索することができるから、強制用語辞典の役割を果たしているといえよう。

「図書館」を収載した法令 146 件のうち、定義を記載したものは下記の 1 件だけであった。

図書館法第 1 条「図書館」とは図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤

十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く）をいう。

「ライブラリ」を記載した法令は見当たらなかった。

法令の中で必須引用として適用が強制されれば当該用語規格は強制規格となるのだが、そのような事例は 1 件 (JIS Z 8122 公害防止装置用語) だけであった。

WTO/TBT 協定では規格の中で使用される用語の国際標準化を義務付けているが、原則として規格は規範であって、討議を重ねて制定した用語規格でも法的に強制される性格をもたない。JIS 用語である「コンピュータ」がメーカーやマスコミに嫌われ、「コンピューター」への逆戻りが喧伝されたのは最近のことである。しかし、「コンピュータ」は法令 39 件に記載され、「コンピューター」は 4 件にとどまっている。表現が不適切だとしてあれほどたたかれた「後期高齢者」は現在も法令 71 件に記載され、代案である「長寿高齢者」を採用した法令は 1 件も見あたらなかった。法令用語になってしまえば、変更は容易ではない。

JIS 規格は制定後 5 年ごとに見直して改定ができる。しかし、前回にあげた JIS 用語規格 405 件のうちで改定後 5 年以上経過しているものは約 360 件、そのなかで 1980 年以前のものが 12 件存在する。当該技術領域が安定しているのか、それとも存在が軽視されているのか、いずれにしても 5 年ごとの見直しを重ねての結果である。

政府編集の一方の旗頭である“学術用語集”は、1954 年から 2003 年までに 31 冊が出版された。1954 年 7 月 8 日に開催された事務次官会議で、「今後各省庁で使用する専門用語は“学術用語集”に記載されているものを基準として、これに統一するよう努める」ことを申し合わせており、JIS 原案の作成指針にもこの方針が活かされているのだが、文部科学省は教育目的という当初の役割を果たしたとの理由で 2003 年の改組を契機に編集業務を終了してしまった。そのデータベース (Sciterm) は今でも国立情報学研究所がオンラインで提供しているが、著作権を理由として「化学編」、「医学編」、「歯学編」、「薬学編」、「地震学編(増訂版)」、「計測工学編(増訂版)」、「機械工学編」、「電気工学編」、「農学編」を含めていない。

中国では、日本と同じく用語の標準化は二本立てである。JIS に対応する国家規格 (GB) の中の用語規格は 330 件、“学術用語集”に対応する“全国科学技術名詞”は約 90 件を数える。一方、アメリカの ASTM 規格の中での用語規格は 189 件である。いずれも専門用語にかかる国内事情を反映して、かなりの頻度で改定される。

(太田泰弘)